

Q2-6 職員の旅費は、対象となるか。

A 視察を除き対象となる。

Q2-7 実施要領6(1)エ(エ)で、「個人への金銭給付などによる個人の負担を直接的に軽減する事業に要する経費は、対象としないこと」とされているが、イベント等参加者に無料又は低額で飲食物、物品、体験などを提供するための費用は、対象となるか。

A 対象としない。

ただし、特定の者が参加するイベント等（例：婚活イベント）で提供する場合は、その目的や額などに応じてイベント等開催費の一部とみなせるものであれば、酒類や金券、物品を除き、イベント等参加者に無料又は低額で飲食物、体験などの提供を対象としても差し支えない。

Q2-8 イベント等参加者に会場までの交通費を支給するための費用は、対象となるか。

A 対象としない。

ただし、離島やへき地における特定の者が参加するイベント等で支給する場合は、その目的や額などに応じてイベント等開催費の一部とみなせるものであれば、チケット等の現物支給に限り対象としても差し支えない。